

◎新潟県企業局訓令第1号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局財務規程による帳票その他の書類の様式（平成8年3月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月1日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

次の表の改正前の欄中様式の細目の表示に下線が引かれた様式の細目（以下「移動様式細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の細目の表示に下線が引かれた様式の細目（以下「移動後様式細目」という。）が存在する場合には当該移動様式細目を当該移動後様式細目とし、移動様式細目に対応する移動後様式細目が存在しない場合には当該移動様式細目を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第18号様式（第21条、第55条関係） 納入通知書（領収証書） <u>電信</u></p> <p>（略）</p> <p>新潟県企業局長 （事業所長）</p> <p>（略）</p> <p>納入付書 <u>（控）</u> <u>電信</u></p> <p>（略）</p> <p>2 課（所）→納入義務者→<u>受付店</u></p> <p>納入付書 <u>電信</u></p> <p>（略）</p> <p>本書のとおり<u>納入</u>します。</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 付 替 先 </div>	<p>第18号様式（第21条、第55条関係） 納入通知書（領収証書） <u>テレ為替・</u> <u>付替</u></p> <p>（略）</p> <p>新潟県企業局長 <u>印</u> （事業所長）</p> <p>（略）</p> <p>納入付書 <u>テレ為替・付替</u></p> <p>（略）</p> <p>2 課（所）→納入義務者→<u>集中店</u></p> <p><u>収納済通知書</u> <u>テレ為替・</u> <u>付替</u></p> <p>（略）</p> <p>本書のとおり<u>領収</u>しました。</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 150px; height: 40px; margin-left: auto;"> 新潟県企業局長 様 </div>
<p>3 課（所）→納入義務者→<u>（受付店）→出納取扱金融機関</u></p> <p><u>収納済通知書</u> <u>電信</u></p> <p>（略）</p> <p>新潟県企業局長 様</p> <p>4 課（所）→納入義務者→<u>（受付店）→出納取扱金融機関→企業出納員→課（所）</u></p>	<p>3 課（所）→納入義務者→<u>集中店→企業出納員→課（所）</u></p> <p><u>領収済通知書</u> <u>テレ為替・</u> <u>付替</u></p> <p>（略）</p> <p>新潟県企業局 企業出納員 様</p> <p>4 課（所）→納入義務者→<u>集中店→企業局</u></p>
<p>第19号様式（第24条関係） （その1）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> （略） 現金領収書（原符） （略） </div>	<p>第19号様式（第24条関係） （その1）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> （略） 現金領収書（原符） （略） </div>

取 扱 者	
-------------	--

(その2)

(略)	領収書
(略)	企業出納員 氏 名
(略)	

第20号様式 (第24条関係)

(略)

(その3)

(略)

第46号様式 (第66条関係)

印鑑通知書

(略)

新潟県企業局企業出納員

(略)

第62号様式 (第134条関係)

請書

(略)

氏名

(略)

取 扱 者 印	
------------------	--

(その2)

(略)	領収書
(略)	企業出納員 氏 名 <u>㊞</u>
(略)	

第20号様式 (第24条関係)

(略)

(その3)

領収済通知書

No.

年度

金 額							
--------	--	--	--	--	--	--	--

会計

収入金内容

納入義務者 (住所氏名)

現金領収日付 年 月 日

本書のとおり収納しました。

領収日付印

新潟県企業局企業出納員 様

払込人

職氏名 扱分

③払込人→金融機関→企業局

(その4)

(略)

第46号様式 (第66条関係)

印鑑通知書

(略)

新潟県企業局企業出納員 ㊞

(略)

第62号様式 (第134条関係)

請書

(略)

氏名 ㊞

(略)

<p>第75号様式（第167条関係） 見積書</p> <p>(略)</p> <p>氏 名</p> <p>(略)</p>	<p>第75号様式（第167条関係） 見積書</p> <p>(略)</p> <p>氏 名</p> <p>(略)</p>	<p>㊞</p>
<p>第76号様式（第167条関係） 見積書</p> <p>(略)</p> <p>氏 名</p> <p>(略)</p>	<p>第76号様式（第167条関係） 見積書</p> <p>(略)</p> <p>氏 名</p> <p>(略)</p>	<p>㊞</p>
<p>第79号様式（第173条関係） 工事請負請書</p> <p>(略)</p> <p>氏 名</p> <p>(略)</p>	<p>第79号様式（第173条関係） 工事請負請書</p> <p>(略)</p> <p>氏 名</p> <p>(略)</p>	<p>㊞</p>

附 則

- この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。